

新型コロナウイルス感染症による欠席状況報告書

保護者の方へお願い

新型コロナウイルスの出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで(無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで)となっています。通院時に、必ず主治医と発症日の確認をしてください。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します

小学部・中学部・高等部 年 組 氏名

月 日 医療機関 _____ にて、

新型コロナウイルス感染症と診断されました。

発症日 (月 日)

症状軽快日 (月 日)

※無症状の場合は検体採取日を0日とします

月 日 ~ 月 日まで欠席しました。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

【参考資料】

主治医と発症0日目を必ず確認してください。

発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後
0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		出席停止		5日目までに解熱・ 症状改善しても 5日目まで出席停止			10日目までマスク着用推奨			
		出席停止		解熱・ 症状改善		症状 軽快後 1日		10日目までマスク着用推奨		
		出席停止		解熱・ 症状改善		症状 軽快後 1日		10日目までマスク着用推奨		
		出席停止		解熱・ 症状改善		症状 軽快後 1日		登校可能	マスク 着用推奨	
		出席停止		解熱・ 症状改善		症状 軽快後 1日		登校可能		

1日の中で、発熱と解熱の両方があった場合は、発熱日となります。

【出席停止期間について】

- ・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止
- ・無症状で検査陽性の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで出席停止
- ・「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、
発症した日や症状が軽快した日の翌日を1日目と数えます
- ・「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します

【登校再開時のご配慮のお願い】

- ・発症から10日間を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるので不織布マスクの着用が推奨されています
- ・発症後10日を過ぎても咳・くしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用や咳エチケットなどの感染症対策の実施をよろしくお願ひします